

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

本日で東日本大震災から十五年となります。ここに犠牲者のご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。傍聴者の皆様もご協力をお願いいたします。

ご起立願います。

黙禱。

黙禱を終わります。

ありがとうございました。ご着席ください。

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。木村事務局長。

○事務局長（木村宣文君）

報告いたします。四番石澤貴幸議員、五番三上道人議員より、所用のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

本日、町広報担当課より写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員数は十名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、二番棚内伸治議員に一般質問を許します。二番棚内伸治議員。

〔二番 棚内伸治議員 登壇〕

○二番（棚内伸治君）

おはようございます。

議席番号二番棚内伸治でございます。

通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、国スポに備えた各会場のバリアフリー状況についてであります。

青森県では、二〇二六年に「青の煌めきあおもり国スポ」が開催され、県内各地で競技が行われる予定となっております。国民スポーツ大会は、スポーツ振興のみならず、地域の魅力を全国へ発信する大きな機会であり、本町においても大会開催を契機とした地域活性化が期待されているところであります。

一方で、本県の社会状況を見ると、二〇二四年時点で青森県の高齢化率は約三六％と、全国平均を上回る水準となっております。また、本町においても高齢化が進む中で、公共施設やイベントにおいて、誰もが安心して利用できる環境整備が重要になっております。

さらに、国スポは全国障害者スポーツ大会と連動して開催されることから、会場整備や大会運営において、障害のある方や高齢者を含め全ての人が参加しやすい環境づくり、いわゆるユニバーサルデザインの視点が求められております。

こうした観点から、一、国スポに備えた各会場のバリアフリー状況について。

（一）国スポ関連会場の整備状況について。

（二）課題と改修計画について。

ア、昨年のプレ大会で得た課題。

イ、改修予定はあるのか。

(三) ソフト面の対応について。

(四) 今後のレガシーとしての活用についてを質問いたします。

次に、豪雪災害対策についてであります。

青森県は全国でも有数な豪雪地域であり、青森市では年間降雪量が平均七メートル前後に達する年もあるなど、雪は私たちの生活と切り離すことのできない課題であります。

本年一月二十一日からの大雪により、県内各地で交通障害や住宅被害が発生し、本町においても災害救助法が適用される状況となりました。近年は短期間に集中する降雪など、これまで以上に厳しい気象状況も見られており、除排雪体制の確保や高齢者世帯への支援など、地域の実情に即した雪対策がますます重要になっております。特に高齢化が進む本町においては、独居高齢者世帯への対応や屋根雪下ろしの支援など、生活に直結する課題への対応が求められております。

今回の豪雪を教訓とし、今後どのように備えを強化していくのかという観点から、二、豪雪災害対策について。

(一) 今年度の豪雪における当町の被害状況。

ア、災害救助法が適用された件数。

(二) 除排雪体制について。

ア、生活道路の除排雪の優先順位。

イ、オペレーター不足への対応策。

(三) 高齢者・要配慮者対策について。

ア、独居高齢者世帯の把握状況。

イ、屋根雪下ろし支援制度の実績と課題。

(四) 今後の備えについて。

ア、来年度の除排雪予算の見通し。

イ、非常時の雪置き場の拡充。

ウ、ICT等を活用した可視化。

以上を質問いたします。

これで私の壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

二番棚内伸治議員の一般質問に対する答弁を求めます。町長職務代理者三上孝之副町長。

〔町長職務代理者副町長 三上孝之君 登壇〕

○町長職務代理者副町長（三上孝之君）

おはようございます。

棚内伸治議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、国スポに備えた各会場のバリアフリー状況についての国スポ関連会場の整備状況についてお答えをいたします。

国民スポーツ大会の競技会場となるスポーツプラザ藤崎につきましては、これまで施設の長寿命化や避難所機能の強化を目的とした改修工事を実施しており、競技運営に必要な基本的施設機能は確保されているものと認識しております。

一方で、観覧席が二階にあることから、バリアフリーの観点では十分とは言えない状況にありますが、係員の配置な

ど体制を整備し、誰もが大会を楽しめる環境づくりに努め、安全・安心な大会となるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、課題と改修計画についてのアの昨年のプレ大会で得た課題とイの改修予定はあるのかについては関連がございますので、一括してお答えをいたします。

昨年開催された第六十六回都道府県対抗なぎなた大会におきましては、施設の入り口や観覧席に手すりが設置されていない点などについて、来場者の安全面への配慮が必要であると認識しており、車椅子利用者の観覧方法や移動時の補助体制について、より分かりやすい案内と大会運営体制の整備が必要であることを確認したところでありますが、スポーツプラザ藤崎は令和六年度に改修工事を終えているため、現時点において新たな改修工事の予定はございません。

次に、ソフト面の対応についてであります。大会運営におきましては、車椅子利用者の観覧スペースを一階フロアに確保し、移動時の補助を行うほか、案内表示の充実や係員の配置により安全に観覧できる環境を整えつつ、高齢者や障害のある方への声かけや誘導支援を行うなど、来場者に配慮した運営体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、今後のレガシーとしての活用についてであります。今大会を契機に整備する案内体制や人的支援の仕組み、ユニバーサルデザインを意識した大会運営のノウハウは、町が今後開催するスポーツ大会のみならず、地域のイベントや各行事において活用できるものであり、この経験を町の財産として蓄積し、誰もが参加しやすいイベント運営、さらには町のスポーツ振興や地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、豪雪災害対策についての今年度の豪雪における当町の被害状況のアの災害救助法が適用された件数についてお答えをいたします。

本年一月二十一日からの大雪による雪害に対し、当町では二月二日に災害救助法の適用を受け、適用日以降に相談のあった高齢者世帯四十一件、空き家十四件、計五十五件を現地確認し、倒壊のおそれがあり屋根の雪下ろしが必要と判

断される高齢者世帯等十件、空き家一件の計十一件を適用対象としたところであります。なお、屋根の雪下ろしにつきましては業者に委託し、二月十八日までに全て完了しております。

次に、除排雪体制についてのアの生活道路の除排雪の優先順位についてであります。町道の除排雪における優先順位につきましては、まず町内の巡回バスやスクールバスが通る経路、次に交通量が多い幹線道路を優先し、その次に住宅地内の道路で幅員が広く比較的交通量が多い道路、次に交通量が少なく基本的に沿線住民の方が日常利用する生活道路という順で対応しておりますが、夜間除雪の業者からの連絡、住民からの通報及び道路パトロール等により、通行が著しく困難となった狭隘道路等については、その状況に応じ、臨機応変に対応しているところでございます。

次に、イのオペレーター不足への対応策についてであります。町では全十六工区及び歩道の夜間の除雪を、町建設協会に加盟し、工区を熟知している事業者へ委託しており、日中については、町の正職員の運転手一名及び通年雇用の会計年度任用職員三名、また冬期間のみ雇用している会計年度任用職員四名の計八名の有資格者により、道路拡幅除雪と排雪作業を実施しているところであります。

ご質問のオペレーター不足につきましては、昨年除雪作業のオペレーターとして会計年度任用職員を募集しており、毎年充足している状況になっております。また、委託業者からは、オペレーター不足により除雪作業へ影響があったという話は聞き及んでおりませんが、今後、職員や作業員の高齢化が進むことも懸念されることから、農業従事者の農閑期の副業等を想定した人材発掘や、従事に必要な資格取得に活用できる助成制度の情報提供等により、除雪オペレーターの確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者・要配慮者対策についてのアの独居高齢者世帯の把握状況についてであります。町の独居等高齢者世帯の状況につきましては、令和八年一月末現在で独居高齢者が六百九十五人、高齢夫婦世帯が百七十五世帯という状況になっており、状況の把握につきましては、まずは住民基本台帳が基本となりますが、町民の方が住民票の異動を届け

出た際に、福祉課において世帯状況を確認し、独居等高齢者世帯の該当の有無を確認しているところであります。

また、町社会福祉協議会や地域包括支援センターなど、日頃から町民の方と関わる関係機関と連携し、入院や施設入所など住民票の異動が伴わない場合の世帯状況について幅広く情報を共有し、必要に応じて訪問するなど直接確認しているほか、民生委員による見守り活動などにより、関係機関が把握し切れない地域の情報を提供いただいております。

今後につきましても、関係機関や関係者と協力を得ながら、独居等高齢者の世帯状況について包括的な把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、イの屋根雪下ろし支援制度の実績と課題についてであります。除雪に関わる支援制度につきましては、高齢者世帯等除雪援助事業がございますが、除雪が困難な高齢者世帯等の冬期間の生活道路を確保することで、日常生活の利便性を図ることを目的としており、実施内容といたしましては、自宅玄関から公道までの通路を最小限の範囲で除雪するものであります。

高齢者世帯等除雪援助事業につきまして、屋根の雪下ろしは事業の対象外であるため実績はございませんが、屋根の雪下ろしを町民の方が自身で行うには危険が伴い、特に高齢者等の方々には体力的にも経済的にも大きな負担であると認識しているところであります。

また、近年は豪雪となる気象状況が続き、今年度も災害救助法の適用を受け、倒壊のおそれのある住居を対象に雪下ろしを実施しましたが、降雪状況によっては法適用を待たずに対応が必要な場合もあり得ると受け止めておりますので、高齢者世帯等の屋根の雪下ろしについては、今後新たな支援ができないか検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の備えについてであります。今後の備えについてのアの来年度の除排雪予算の見通しについてであります。令和八年度の除雪事業費につきましては、本定例会において当初予算案として上程しておりますが、総額が対前年度比六百四十万円余り増の一億千四百三十六万千円となっており、うち除排雪等に関する委託料は九千四百万円余り

となっております。

次に、イの非常時の雪置き場の拡充についてであります。通常時の雪置き場として、藤崎地区は岩木川河川敷を国土交通省から二万平方メートル借用し、常盤地区は町営墓地内の敷地五千五百五十七平方メートルを活用し、雪置き場を確保しているところであります。

今年度は豪雪の非常時であったことから、常盤地区雪置き場隣接地の個人所有地や福島地区子どもの森公園をはじめとする町有地の公園を雪置き場として活用し、対応したところであります。

次に、ウのICT等を活用した可視化についてであります。今年度、青森県電子自治体推進協議会において、県と市町村の除雪担当者等を対象とした検討部会を設置し、除雪分野のデータ活用サービスについて協議しているところであります。内容といたしましては、各市町村においてGPS除雪管理システムを導入し、県が構築するデータ連携基盤に情報を集約し、除排雪の実績や実施予定の情報を公開、または除排雪情報の更新についてLINE機能で確認できるサービスを共同利用するものとなっております。

今後、県が令和八年度に国の交付金を活用したデータ連携基盤を構築し、令和九年度からサービスの共同利用開始を目指しているところでもありますが、市町村が参加する場合には、GPS除雪管理システムの導入費用及び参加自治体の加入件数に応じ変動する毎年の運用費用の負担が発生することから、近隣市町村の参加動向及び費用対効果等について慎重に検討し、導入の判断をまいりたいと考えております。

以上、棚内伸治議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（奈良完治君）

二番棚内伸治議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、二番棚内伸治議員に再質問を許します。二番棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

それでは、一番の国スポに備えた各会場のバリアフリー状況について再質問いたします。

国民スポーツ大会はスポーツの祭典であると同時に、共生社会を体現する大会でもあります。また、全国障害者スポーツ大会も開催されることから、誰もが安心して観覧できる環境整備、これが重要であると考えております。そこで、本町の国スポ関連会場のバリアフリー状況について質問します。

（一）国スポ関連会場の整備状況についてであります。スポーツプラザ藤崎の観覧席が二階にあることから、バリアフリーの観点では十分とは言えない状況であるというふうな認識が示されましたが、そこで伺います。車椅子利用者が競技を観覧する場合、具体的にどの位置から観覧することを想定しているのか伺います。

○議長（奈良完治君）

石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝君）

お答えいたします。

車椅子利用者が競技を観覧する場合、一階の試合会場右側、一コートの後ろに車椅子エリアを設けることとしてございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

一階の右側ということでしたが、その観覧場所は一般観覧席と同程度の視認性が確保されているのか伺いま

す。

○議長（奈良完治君）

石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝君）

お答えいたします。

一般観覧席は二階となっておりますが、一階の車椅子エリアについてはより近く、視認性も確保されることとなります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番 棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

そういう車椅子の方とかもかなりいらっしゃることから、何名ある程度見ても対応できるような対策というのも、そこがいっぱいになったらその次の部分というのも考えていただければと思います。

では、（二）の課題と改修計画についてであります。アの昨年のプレ大会で得た課題です。答弁でも、昨年開催されたプレ大会において、入り口や観覧席に手すりが設置されていない点など、安全面への配慮が必要であるとの認識が示されたとありました。ただ令和六年度に改修工事を終えているために、新たな改修工事の予定はないということでありましたが、安全面の課題が認識されている状況であるにもかかわらず、そういった状況になっているということでもあります。ここで大会開催時において、全国障害者スポーツ大会でもありますし、手すりを追加で設置、または仮設手すりに対応するなど安全対策を行う必要があると思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（奈良完治君）

石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝君）

お答えいたします。

当町における国スポ競技では障害者大会はございませんけれども、障害者の方のみならず、高齢者等も含めまして、観覧動線への係員の配置、また移動補助により誘導支援を行うこととしてございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

そういった車椅子利用者等観覧スペースも一階フロアに確保するとか、係員の配置によって対応するというものでありましたが、そういったことを新たに本大会でやるということにおいて、そういう移動補助も含めたシミュレーションというのがかなりこれは不可欠だと思います。ボランティアスタッフの確保や配置を含めて、プレ大会より想定する人数、そういった方は何名程度必要なのかというのは想定できているのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝君）

お答えいたします。

移動補助等に伴う人員配置につきましては、十名程度の配置を見込んでいるところであり、観覧席までの動線上にス

スタッフを配置し、安全対策を図ることとしてございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

前回のプレ大会では、私もボランティアスタッフとして参加しました。そして、とても一体感のある素晴らしい運営だったと思います。その中でもそういった新たなものを含めた十名の確保というのはまた大変かと思imasuので、そういった周知の拡大と安全対策には十分今後も配慮していただければというふうに思います。

では、（四）番の今後のレガシーとしての活用についてであります。大会運営の経験を町の財産として蓄積し、町のスポーツ振興や地域活性化につなげるために、今後なぎなたを含めた今回実施した競技を県内外に広めていくことが必要だと思imasuが、その点をどのようにお考えでしょうか。

○議長（奈良完治君）

石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝君）

お答えいたします。

来年度行われますスポーツウェルネス吹矢、パワーリフティング、なぎなたの三競技につきましては、国スポ準備段階より広く周知することを目的に、イベントでの体験コーナーや学校での学習機会等を設けまして周知拡大を図ってまいりました。今回の大会が終了したといたしましても、施設等の環境が整えられていることや当町に根づいた競技になっていることから、町のスポーツ振興や地域活性化につなげてまいります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

以前も一般質問で話しましたが、本当になぎなたのまち藤崎と言われるような、そういった対応といたしますか、なぎなた連盟からの評価も高いというのも伺っております。そういった国スポを契機に様々進めていただけたらとは思いますが、今回の国スポを契機として、町有施設全体のバリアフリー状況というのも新たに点検する必要があるかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（奈良完治君）

石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝君）

お答えいたします。

関係施設へのバリアフリー化に関してですけれども、スロープの設置や階段への手すりなどはほぼ完了してございますが、今後も様々な状況を考慮し、検討してまいります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

当町では障害者スポーツ等は今回行われなかったことではありましたが、やっぱりこういった町有施設全体のバリア

フリー化というのも含めて、全ての人が観覧しやすく参加しやすい、そういう環境整備というのは必須だと思いますので、ぜひこの点も進めていただければなというふうに思っております。

今回の国スポは、スポーツ振興のみでなく、藤崎町の魅力や行き届いたおもてなしの心を全国の皆様に知っていただける最高の機会であります。町民全体の機運を高め、さらには地域活性化につながる様々な活動の支援も含め、盛り上げていきたいというふうに思っております。障害を抱える方も、スポーツを愛する方も、全ての方々が藤崎町の安心・安全できる施設を使って、笑顔な国スポ、そしてスポーツ、様々なものにつながってほしいなというふうに思っております。

それでは、二番の豪雪災害対策について質問いたします。

令和八年一月二十一日からの大雪により、本町も二月二日に災害救助法の適用を受けました。近年は豪雪が常態化しており、町としての備えが重要であるというふうに考えます。そこで、豪雪災害対策について再質問いたします。

(一) 番の今回の豪雪における被害状況、ア、災害救助法が適用された実数ですね。相談のあった高齢者世帯四十一件、空き家十四件、計五十五件を現地確認し、そのうち十一件が対象になったということでありました。適用対象とならなかった四十四件については、その後どのような対応を行ったのか伺います。

○議長（奈良完治君）

葛西総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（葛西昭仁君）

お答えいたします。

四十四件につきましては、いずれも倒壊のおそれがあって非常に危険な状態と判断されなかったということになります。以降、経過を観察しながら見ており、その後解消されていったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

確かに雪が降った時期が短く、ただその短い期間で一日いっぱい降ったという例がたくさん見受けられたと私も認識しております。四十四件の方もかなりの不安を覚えながらの相談だったと思いますが、そういった方へしっかりと対応を見守りながらしたということでもありますので、たまたま天気がよくて解けたとか、そういうのもあったと思いますが、そういった心の面のケアというのもぜひ今後も引き続き継続していただければなというふうに思います。

では、（二）番の除排雪体制についてであります。アの生活道路の除排雪の優先順位であります。答弁では生活道路は優先順位の最後となるような認識を私は受けたんですが、状況に応じて臨機応変に対応するというのもありました。パニックだった青森市の例もあります。生活道路において藤崎町は除排雪業者との委託契約内容、これはもう青森市と同じような内容になっているものなのかお聞きしたいです。

○議長（奈良完治君）

鳴海建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

青森市の除雪業務委託に関する詳細についてはちょっと存じ上げておりませんが、除雪回数等によらず、累積の降雪量による契約だったり、作業時間による契約であるというふうに認識しております。一方、当町では、降雪量及び作業時間に関係なく、一シーズン三十回の出勤までは、とある契約にしております。基本的に降雪量がおおむね十

センチメートルに達した場合に建設課において出動依頼をし、決められた路線を全町一斉除雪しておりますので、ニュースなどで聞いております青森市のように、何日も除雪が入らないということはない形になっております。

また、排雪及び幅出し除雪に関しましては、副町長答弁にありましたとおり、道路パトロール、除雪業者から、また住民からの情報提供により随時実施しているということになっております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

二番 棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

本当に弘前市、青森市から帰ってきて藤崎町に入ると、とても除雪の状況がよく、やっと帰ってきたという感じを受けた冬でございました。それぐらいパニックになった冬でもありました。ただそういう独居高齢者が多い地域の把握というのもあるはと思うんですけれども、優先順位を調整したりするという、そういった仕組みというものはあるものなんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

鳴海建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

除雪に関しましては、ただいま申し上げたとおり、町内一斉除雪を実施しており、排雪及び幅出しの除雪に関しましては、道路状況に応じた対応としております。ご質問の独居老人が多いとかについては、その地区の特定や独居老人の人数の基準等もありますので、優先順位で調整するということはしておりませんが、高齢者からの相談があった

場合には、その相談内容に応じ当課での対応、またはその案件に応じて担当課へ案内するなどの対応という形にしております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

二番 棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

お話を聞くと、やっぱり大分そういった高齢者の方は自分の体も不安で、なかなか除雪も大変だと。ただ行政でそれを全部抱えることも、これも不可能だと思います。しっかりそういったお話を聞きながら、心のケアもしながら、そういったのに寄り添っていけるような感じが理想的であります。今年はその以上の物すごい雪でございました。なので、そういった様々なところ、相談を受けたところはパトロールしていただいているというのであれば、本当に安心いたしました。

イのオペレーター不足への対応策であります。現在は充足しているとの答弁でありましたが、今後高齢化や充足できない場合を見据えた中長期的なオペレーター確保の計画、そういったものはあるものでしょうか。

○議長（奈良完治君）

鳴海建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

オペレーター確保の計画等は現在ありませんけれども、除雪の運転に関しましては、大型特殊免許を所持した上で特殊な車両であることから、その操作方法、操作技術が重要なものとなっております。また、町内の道路状況及びその他、

その場所に適した除雪方法等を把握していることも重要なことの一つとなっております。さらには、冬期間のみ雇用していることから、農業者等が適しており、人材確保に苦勞することもありますけれども、今年度求人募集の際には一定数の応募もあり、現在雇用している運転手につきましては継続の意思があり、その年齢層も広く世代交代も緩やかになっておりますので、当面の間につきましては、現在の除雪体制を確保することは可能なものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

二番 棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

他の町村の方々に話を聞いた際とは違って、藤崎町に関してはそういったリンゴ農家さんとかが多いことから、やっぱり冬期間の雇用を求める方というのがうまくマッチングしているからこそこういうオペレーター不足は解消されているのかなというふうに感じております。ただ、雪の降り方が今までと違ってきています。弘前市や青森市のような凸凹路面などにならないためには、場合によっては昼夜問わずの出動というのも必要なのではないかというふうな会議の内容とかも報道されております。いざというときに備えた、確かに地区に合った運転手さん、そして重機の操作等もあるとは思いますが、いざというとき、またパンデミックが起こったりする可能性もありますので、そういった場合のオペレーターの登録制度などというのもほかのところではやっておるそうでございます。そういったのもぜひ検討していただければいかがでしょうか。

続きまして、（三）番、高齢者・要配慮者対策についてであります。アの独居高齢者世帯の把握状況です。答弁では、独居高齢者が六百九十五人、高齢夫婦世帯百七十五世帯との答弁でした。日頃からの安否確認や見守り活動にご尽力さ

れている皆様には本当に頭が下がります。住民間のトラブルに対応しているある民生委員の方からお話を伺いましたが、負担が大きく、自分では対処し切れない場合も多いと、そういう問題が多いということでした。包括的に支え関わり合う、難しいことなのかもしれませんが、ケアをしっかりとできる体制の構築を常にアップデートする必要性を感じております。ここで、高齢者世帯等除雪援助事業の実績というのはどれぐらいか把握しているものでしょうか、お聞きします。

○議長（奈良完治君）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えします。

高齢者世帯等除雪援助事業の今年度の実績でございますが、令和八年二月末時点で、利用者数は七十九人、利用回数は二百九十一回でございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番 棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

かなり助かっている高齢者の方が多いと思います。五回から十五回に増やして対応していただいている社協様のご尽力にも頭が下がる思いでございます。どうしても屋根の雪下ろしができないと、どこに相談していいか分からないという場合、やっぱりこういった町行政への相談というのはあると思うんですけども、そういった方々への業者の紹介というのはしているものでしょうか。

○議長（奈良完治君）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えいたします。

町が特定の雪下ろしの業者を紹介するのは、公平性の観点から難しいところでございます。業者に関する問合せにつきましては、町の社会福祉協議会が対応しておりますが、やはり特定業者をお伝えするのはできませんので、町建設協会のリストを基に希望の業者があるか聞き取りながら、また、地元の近くに業者があるかなど要望を聞きながら、業者の電話番号を伝えるなどして対応しております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

そういった金銭面でも不安だとか、体力的にも不安だ、そういう方も含めて、今後この屋根の雪下ろし支援制度というの、命の危険がある場合は必要だと私は思います。今後新たに検討するということでありましたが、今の時点でどのように考えているのか伺います。

○議長（奈良完治君）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えします。

具体的な内容につきましてはこれからということになりますが、近隣の市町村でも実施している自治体ございますので、その内容を参考にしながら、また関係機関も含めて協議検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番 棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

ありがとうございます。

それでは、（四）の今後の備えについてでございます。ア、来年度の除排雪予算の見通しでございますが、除雪事業費予算が六百四十万円余り増額で上程されておりますが、近年の降雪傾向を踏まえてのものなのか伺います。

○議長（奈良完治君）

鳴海建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

除排雪の予算に関しましては、令和七年度予算から、急な大雪に備え、排雪費用として、ダンプトラック及び建設重機費用を約千万円、交通整理員の費用百万円を計上し、降り始めのときの状態に応じダンプ等の確保を迅速に行い、遅延なく排雪作業を開始できる体制を整えております。来年度予算につきましても同様に予算計上しており、今後の大雪に対しても早急な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

二番 棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

最初から排雪の費用も含めているということでありました。藤崎町も今回手を挙げました国交省のスクラム除雪ですね、ああいうのもこの予算の含まれているかっていうのも含めてですね、成果も含めてそういう経費というのもこの中には含まれているのか、お伺いします。

○議長（奈良完治君）

鳴海建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

除雪の予算の中には、当町の除雪機器の費用とか、運転手の人件費等も含まれております。スクラム除雪の成果につきましては、昨年十一月頃に国土交通省青森河川国道事務所弘前維持出張所から連絡があり、昨年度の令和六年の豪雪を踏まえて、今シーズンの除排雪に関し、国が管理する国道と接続する町道について排雪等の協力をしていただけるという申出がありました。これを受けまして、実施箇所及び作業方法等について事前に打合せを行っており、準備していたものであります。

そこに今年度の豪雪となり、国土交通省で排雪が実施されることとなったことから、その除雪予定に合わせて、ふだんから交通量が多いことから排雪作業が困難な舟場交差点から藤崎場外車券売場へ向かう町道新城東一本木線の人家が密集する区間約二百三十メートルについて、二月四日の夜から深夜にかけて、路肩に積まれた雪を当町の除雪車両三台で国道へ押し出し、押し出された雪を国土交通省が実施する国道七号線の排雪に併せ搬出していただけるという方法でスクラム除雪を実施しております。

なお、今年度は試験的な実施でありましたことから、今後についても、ほかの路線も含めて実施を検討していただ

るようお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

二番棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

こういったとても有効な除雪というのはぜひ活用していただいて、地域住民の方のそういった生活の道路の確保というものに今後も努めていただきたいと思います。

では、イの非常時の雪置き場の拡充であります。今年の豪雪に対応した非常時の雪置き場を常盤地区に何か所か設けたというふうにありました。対応した地区以外の常盤地区の方々とか藤崎地区の方々に、こっちのほうにもそういったものを設けてほしい、そういった苦情とか要望というのはあったものでしょうか。

○議長（奈良完治君）

鳴海建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

豪雪による雪置き場の増設については、常盤地区の常設の雪置き場を拡充した箇所以外につきましては、道路排雪用の雪置き場として設置したものであります。また、常盤地区の事業者における雪の搬出は、常盤地区雪置き場の許容範囲が迫ってきたため、二月からは藤崎地区への雪置き場へ搬出するよう誘導しており、これらの対応により除雪の雪置き場に一般の方が搬出できなくなるということを防止したものであります。この対応により、一般の方からの排雪できないという苦情は受けていないというものであります。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

二番棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

今年以上の豪雪になった場合というのも、これも考えられます。こういった非常時の雪置き場の拡充予定地というのはあらかじめ選考しておくべきなのではないかと思いますが、その点のお考えはありますでしょうか。

○議長（奈良完治君）

鳴海建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

議員おっしゃったとおりです。豪雪時の雪置き場の確保は重要な課題の一つであります。現在候補地はありますが、個人の所有地であったり、河川敷等の官地であったりして、そこまでの道路が整備されていないというような問題等もありますので、今後とも各関係者と協議を進め、さらなる雪置き場の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

二番棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

続きまして、ウのICT等を活用した可視化であります。GPS除雪管理システムの導入について検討するというこ

とでございましたが、除排雪の実績や実施予定の情報公開、除排雪情報の更新をLINEで確認できるサービスは、住民の不安などを緩和するすばらしいものだというふうに思います。概算として想定した予算はどれどのくらいのものなんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

鳴海建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

現在、青森県主導の下、各市町村と検討している除雪管理システムは、GPSを活用し、除雪状況を公開するものとなっていることから、各除雪車にスマートフォン、または専用の送信機等の設置が必要となります。費用につきましては、まず設置する車両分のスマートフォンの購入費、またはリース料、それに伴う毎月の通信費、さらに県が構築する除雪管理システムの運用費が年間総額で一億円程度と見込んでおり、その半分を参加市町村で案分するという形で協議が進められております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

二番棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

すると、五千万円を参加する市町村で案分してのものというものでありますが、もう既に導入しているところもあると思いますし、除雪体制の違いというものもあって、町としてどういったタイミングで導入するのかとか、これは今回要らないとか、そういった導入判断を行う時期とか、タイミングの目安というものはあるものなんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

鳴海建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

現在、県主催の検討部会が随時開催されております。当町の除雪体制は全町一斉の夜間除雪としており、真夜中の除雪状況をリアルタイムで公開することが必要であるのか、そのほか、排雪予定の公表についても、降雪量やさらなる降雪により予定どおりに進まず、その間に優先順位が高いバス路線等に変更することもあり、その場合はさらに苦情が増えることも予想されるため、その対応をどうするのか。また、今も話ししましたように、参加市町村の数で変動するシステム運営費の負担はどの程度になるかなど、多々課題があります。これらを解決した上で導入するかどうかを判断してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

二番 棚内伸治議員。

○二番（棚内伸治君）

恐らく青森市民の方はこれをかなり見ていたと思うんですけども、ただ、先ほど高齢者世帯のところを優先的に予定変更していったりとかという場合もあって、来る予定の人が来なかったりというとまたさらに苦情につながったりとか、可視化することによってのトラブルというのも考えられますね。そういったのも含めて、今後、導入のタイミングとかはしっかり熟慮した上で進めてもらえればというふうに思います。

二年間続いた豪雪対応の経験を今後にも生かしてほしいです。もっとひどくなった場合を想定し備える、この姿勢

は豪雪以外の災害全般に言えることです。先日、副町長や議長をはじめとした方々がリンゴ園の視察で確認してきた被害状況等も踏まえて、農業支援対策や豪雪に関連したほかの様々な被害をしっかりと把握し、情報をストックする、それを次に活用する。同じ失敗をしないということが大切だと思います。藤崎町の除雪の評価は、近隣市町村から見ても高いと思います。本当に感謝しております。だからこそ、住民の方々から寄せられたリアルな声を、エリアを熟知した委託業者へしっかり届け、情報共有を密にしてほしいと思います。年を重ねるごとに厚みを増す行き届いた対応ができる町は、住民満足度の高いすばらしい町になります。誰もが安心して暮らせるまちづくりをどのように進めていくのかについて、歩みを止めないでほしい、そう考えます。

以上、私の質問を終わります。

○議長（奈良完治君）

これで、二番棚内伸治議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は午前十一時とします。

休 憩 午前十時五十三分

再 開 午前十一時

○議長（奈良完治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、七番五十嵐 忍議員に一般質問を許します。七番五十嵐 忍議員。

〔七番 五十嵐 忍議員 登壇〕

○七番（五十嵐 忍君）

おはようございます。

議席番号七番、町民クラブ、五十嵐 忍でございます。

令和八年第一回定例会に当たり、通告に沿って、一般質問いたします。

昨年十二月十五日、外郭団体などの口座から百万円余りを横領したとして、町は二十代の男性職員を懲戒免職処分にしました。横領したお金はギャンブルによる借金の返済に充てたということでした。

当時の平田町長は、二度と起きないように管理体制の強化など再発防止に取り組むとともに、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保を徹底し、信頼回復に全力で努めるとするコメントを発表しましたが、私は、町は将来ある若者の首を切つて終わりなのかという思いを抱きました。この職員のしたことはもちろん許されることではありませんが、もっと早期に職場で気づいてやれなかったのか。ギャンブルやアルコールにのめり込むのは、ストレスが大きな原因である場合も多いのです。

そこで、まず、役場職員の心の健康について三点お聞きします。

職員のストレスチェックの実施状況はどうなっているか。結果は職場環境の改善に生かされているのか。

休職者の推移及び休職者に占める精神疾患の割合はどのくらいか。

職員に対して、町民などからカスタマーハラスメントに該当する事例はあるか。また、カスタマーハラスメントに町はどのように対応する意向なのか。

次に、学童保育についてお聞きします。

私は直近では、令和六年第三回定例会において、学童保育の質の問題、避難訓練の実施、宅配弁当の導入について一般質問いたしました。

今回は次の三点をお伺いします。

学校の冬季休業中に、試験的に宅配弁当を導入したようだが、今後の方向性はどうなったのか。
常盤小学校の学童保育の場所が数か所に分かれているが、学童保育の運営上、支障はないのか。
特別教室が学童保育に使用されることで、常盤小学校の学校教育に支障はないのか。
以上、壇上からの私の一般質問といたします。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁を求めます。町長職務代理者三上孝之副町長。

〔町長職務代理者副町長 三上孝之君 登壇〕

○町長職務代理者副町長（三上孝之君）

五十嵐 忍議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、役場職員の心の健康についての職員のストレスチェックの実施状況はどうなっているか、結果は職場環境の改善に生かされているのかについてお答えをいたします。

職員のストレスチェックは毎年実施しており、今年度も正職員、再任用職員、会計年度任用職員の区別なく全員のチェックを行い、チェックの結果で高ストレスと判定された職員に対しては、産業医または労働衛生コンサルタントと面談をする機会を提供しているところであります。

また、個人のストレスチェックデータを基に所属ごとの集団分析を行い、その結果について総務課長から必要に応じて各所属長へ伝え、現場の環境改善を図っております。

今後につきましては、集団分析の結果について、内容のよしあしにかかわらず、各所属長との面談を通じて分析情報を伝え、職場の環境改善を推進してまいりたいと考えております。

次に、退職者の推移及び退職者に対する精神疾患の割合はどのくらいかについてであります。具体的な各年度の人

数及びその内数につきましては、個人の特定に結びつく可能性があることから控えさせていただきますが、令和三年度から令和七年度の過去五年間において、休職者の総数は七名、うち精神疾患の割合は七一・四％となっております。

次に、職員に対して、町民等からカスタマーハラスメントに該当する事例はあるか、また、カスタマーハラスメントに町はどのように対応する意向なのかについてであります。職員に対するカスタマーハラスメントの事例につきましては、町の安全衛生委員会において議論がされており、対応の難しいケースといたしましては、長時間、電話や対面において職員が拘束される場合があり、作業効率の低下や精神的な負荷につながっている場合があるほか、脅迫や暴言、居座りなどのケースもあり、閉庁時間を過ぎても退去しない方の対応を警察にお願いした事例もございます。さらに、職員への付きまといが懸念される事例もあったことから、一部職員の名札を名字だけ平仮名表記に改める等の対応を行っているところでもあります。

町では、これらのカスタマーハラスメントに対応するため、専門家人材をアドバイザーとして委嘱し、先行自治体の対応事例等の情報を職員に提供するなど、様々な伴走支援をいただきながら、令和八年二月には藤崎町カスタマーハラスメント対策マニュアルを策定し、庁内職員へ周知をしたところでもあります。

マニュアルでは、カスタマーハラスメントの定義、来客対応の方法、体制の整備、外部との連携などについて定めており、今後は各所属の現場で発生したカスタマーハラスメント事案を基にマニュアルの更新を行ってまいりたいと考えております。

また、当該対策について住民への周知を図っていくため、厚生労働省等で制作されたポスターを庁舎内に掲示するなどして、啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、学童保育についての学校の冬季休業中に試験的に宅配弁当を導入したようだが、今後の方向性はどうかについてお答えをいたします。

学童保育における宅配弁当の導入につきましては、学童保育業務委託先であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社及び宅配弁当業者の有限会社花咲温泉と導入について協議を重ね、試験的に実施することを前提に、昨年十月に学童保育利用者へのアンケート調査を実施したところであります。アンケート調査の結果、該当者の六割以上が「宅配弁当を利用したい」との回答であったことから、冬季休業中の九日間で試験的に一食五百円の宅配弁当の提供を行ったところ、学童保育利用者の約三割が宅配弁当を利用する結果となったものであります。

宅配弁当の試験的提供において、特段問題はなく提供できたこと、また、実施後のアンケートにおいて、「保護者の負担軽減につながった」との回答が八割以上を占めるなど、おおむね好評であったことから、来年度からの本格実施に向け、現在、委託業者等と準備を進めているところであります。

次に、常盤小学校の学童保育の場所が数か所に分かれているが、学童保育の運営上、支障はないのかについてであります。現在、学童保育は常盤小学校が学校併設と特別教室及び常盤生涯学習文化会館の三か所、藤崎小学校が学校併設とふれあいずーむ館の二か所、藤崎中央小学校が学校併設とランチルームの二か所の計七か所で開催しております。

学童保育利用対象学年の拡大により、学校併設だけでは利用人数に対する面積が基準以下となるため、やむを得ず分散する形となっておりますが、利用人数に対する学童保育支援員の人数は基準どおり配置しており、分散実施することによる支障は特段なく、良好に運営されているところであります。

また、現在、学年単位で分散実施をしておりますが、感染症対策として密を避けながら利用できること、一人当たりのスペースが広くなり充実した活動ができること、利用者同士のトラブルの軽減や支援員の目が届きやすくなるなどのメリットもあるものと考えております。

次に、特別教室が学童保育に使用されていることで、常盤小学校の学校教育に支障はないのかについてであります。現在、常盤小学校の特別教室における学童保育は、二階の図書室、多目的室及び生活科室を四年生から六年生の児童が

使用しているところでありますが、学童保育は学校の教育活動が終了した放課後の開設となるため、学校教育に支障はないものであります。

以上、五十嵐議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、七番五十嵐 忍議員に再質問を許します。七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

それでは、まず、役場職員の心の健康について再質問いたします。

職員のストレスチェックは、二〇一五年から従業員五十人以上の事業所で実施が義務づけられているようですので、町では十年くらいもう実施しているということになるろうかと思いますが、ストレスチェックの質問内容が大きく三つの分野に分かれているようなんですけれども、まず仕事で受けるストレス、それからストレスによる心や体の反応、そして上司や同僚のサポートなどストレスを和らげる要因、このチェックを行って、所属ごとの集団分析を行って、その結果について必要に応じて各所属長へ伝えている。要は課長たちだと思いますが、必要に応じてというのはどのような場合なんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

葛西総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（葛西昭仁君）

お答えいたします。

まず、ストレスチェックの現状でございますけれども、集団分析の活用についてであります、分析対象としまして

総数百七十八名で、同意を得られている百六十四名、およそ九割の方に同意を得て行っております。その中で、分析は十名未満の所属の場合、全ての職員の同意がないと集計分析はできないというふうになってございます。そのため、十五の所属のうち、二つほど分析ができていない状況にあります。それを避けるために、職員の皆様には、なるべく職場環境改善のためぜひ同意をお願いしますというアナウンスも同時に行っているところです。

現在、各課の分析シートは慎重に取り扱っており、各所属長にそのまま開示することはしておりません。各所属長を対象とした総務課のヒアリング時において、先ほど申し上げたとおり必要に応じてということで、簡単に、いい、悪い、普通とか、そういったニュアンスの状況をかいつまんでお伝えしている、参考にしてもらっているという状況です。ただ、そのような伝え方が効果が薄いという懸念も踏まえて、できれば来年度以降、例えば副町長など上職によって、各所属長との面談を通してさらに深く内容を伝え、活用していく方法を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

ぜひ職場の環境改善により結びつくように、環境改善されるように取り組んでいただきたいと思います。

休職者の数が過去五年間で総数七名、そのうち精神疾患の割合が七一・四％ということで、非常に驚いていますけれども、体の病よりも心の病のほうが圧倒的に多い状況です。休職されている方への対応というのはどういうふうになっているのでしょうか。例えば定期的に面談するとか、そういうことがなされているのでしょうか、お聞きします。

○議長（奈良完治君）

葛西総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（葛西昭仁君）

定期的な面談等に関しましては、所属長を通じて電話であったりメールであったり、そういった形でその期間、都度確認をしているという状況にあります。場合によっては、総務課人事担当が連絡する場合もございますが、基本的には休職者への対応としまして今のような面談、それ以外の話をしますと、長期に仕事に従事できない休職者の多くが精神疾患ということになります。そのような職員について、基本的には医師の診断を基に休職していただき、同様に医師の診断を基に復職していただいております。

簡単に言いますと、医師の、復職しても大丈夫ですよ、その場合はこのような環境を整えることが必要ですよといった、ケースによってのアドバイスが付記される場合が多々ございます。要は、体調に支障を来した原因がどこにあるのか、それを解消するにはどうすればいいのかといった内容になります。具体的な案件を伝えますと特定されますので申し控えませんが、総務課ではそのような内容を参考としながら、おのおの個人ごとのケースで検討を加え、配置を考えたり、場合によってはお試し期間とか、慣らし就業、短時間就業などを経て復職してもらうという手法で行っております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

例えば休職中の面談を保健師さんが担うとか、そういうことはどうなのでしょう。

○議長（奈良完治君）

葛西総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（葛西昭仁君）

保健師は、一応町民を対象にした仕事、業務に就く職種でございます。ですので、職員に対してそこまで立ち入ったことはございません。ただ答弁にも出ておりましたが、労働衛生コンサルの先生がいわゆる保健師の経験者であったりするもので、必要に応じては、本人が望めばですけれども、そういう方と面談をセッティングするという手法は想定されます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

そういう対応で実際職場復帰に結びついているものですか。

○議長（奈良完治君）

葛西総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（葛西昭仁君）

コンサルさんを通じて復帰をしたという例はございませんが、今まで復帰されていない方はいないです。基本的には復帰されているので、いろんな形で、手法で復帰していただいているということになります。コンサルさんの話をしますと、先ほどのストレスチェックの関係で、個人の方が負荷かかっているよという方については、こういう方がいらっしやるので、産業医であったり、労働衛生コンサルであったり、こういった方に相談してみませんかというアナウンスをしています。そういった機会を与えることによって、今年度も数名、若干名ですけれども相談をして、自分の状況を確認しているということになります。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

それでは、カスタマーハラスメントのほうに移らせていただきます。町の安全衛生委員会で議論なされているということですが、この安全衛生委員会というのはどのような組織になりますか。

○議長（奈良完治君）

葛西総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（葛西昭仁君）

安全衛生委員会ですが、町で制定しております藤崎町職員安全衛生管理規程というものがございます。この規定は、労働安全衛生法に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものであり、町ではこの規定に基づき、良好な職場環境を安全と衛生両面で確保するための一つの方策として安全衛生委員会を設置するもので、副町長を委員長、保健師を衛生管理者、その他、職員の代表として職員組合からの推薦者二名に総務課長を加え、五名により組織し、その中ではカスタマーハラスメントを含む各種ハラスメント対策、町で委託している労働衛生コンサルタントの連携事業、ストレスチェックの集団分析など、職場環境改善のための様々な案件について協議する場となっており、そこで話し合った概要は会議後、速やかに職員にも周知するための庁内インフラで掲示しているものであります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

カスタマーハラスメントですけれども、私も電話とかあるいは対面で長時間にわたるといのは想定していましたが、脅迫とか暴言、居座りといのはちょっと想像を超えているんですけれども、具体的事例をお聞きしたいんですけれども。

○議長（奈良完治君）

葛西総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（葛西昭仁君）

実際、私の事例をちょっと、過去に、はい。さっきの答弁にありましたとおり、やはり長時間電話や対面において職員が拘束される場合というケースが非常に多いです。具体的な例を挙げますとちょっと個人的に特定されやすいので、表現をちょっと工夫して申し上げますと、例えば、一般的に広く全町民にお伝えしたほうが本人にとっては有益と考える一定の文書について、チラシですね、一般的な。そういったものを個人の方に送る場合が多々ございます、私ども仕事上。そういったものについて、私が受けた例では、電話で私には関係ないので送るなというところから始まって、それを受けて、必要性を幾ら言っても、正当な理由を述べても、経費の無駄だとか、無駄な作業をするとか、職員が余っているのかなどと、いわれのない言動で罵倒されます。最後には、生意気だ、今からおまえを殴りに行くと、おまえなんかすぐ倒せるといった恫喝まがいのことをするケースもありました。この方はそのときだけでなく、いろんな職員に対して同様なことを繰り返しておりましたので、今後こういったマニュアルを参考にして毅然とした態度で臨みたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

除排雪などいろいろな苦情とかが届いていると思いますので、そういう事例も多いのではないかと想像されますけれども、それに対して、先月二月に藤崎町カスタマーハラスメント対策マニュアルができたということで、ちょうどいいときに一般質問したなと思ってはいますけれども、このマニュアルの中身、カスタマーハラスメントの定義、来客対応の方法、体制の整備、外部との連携などとありますけれども、マニュアルの概要、概略を少しお聞かせください。

○議長（奈良完治君）

葛西総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（葛西昭仁君）

お答えします。

マニュアルは、全部で二十数ページとかなりのボリュームで、細部にまで踏み込んだものでありますが、簡単に概要を申し上げます。まず、策定の背景と目的です。近年深刻化するカスタマーハラスメント、カスハラから職員を守り、良好な就業環境を確保するために策定しました。マニュアルでは、基本方針、判断基準、対応例、内部体制などを示しており、これは令和八年十月からの対策義務化を見据えた組織的な対応を目指すものです。

次に、カスハラは顧客等から職員等に対して行われる著しい迷惑行為であって、職員等の就業環境を害するものと定義しています。具体的な迷惑行為として、暴言、暴力、長時間の拘束、SNSなどの誹謗中傷など、九つの類型を上げております。

次に、顧客対応の基本として、初期対応、顧客等の権利の尊重を踏まえつつ、傾聴や共感を示し、事実関係を正確に確認します。組織的な対応として、もしカスハラと思われる方と対峙した場合は、一人で抱え込まず、複数での対応や上司への報告を徹底します。対応の目安としては、電話は三十分、対面は六十分を目安とし、膠着状態が続く場合は対

応を打ち切ることもございます。

次に、緊急時の対応と外部連携ですが、法的な対応として、暴行や脅迫など身の危険を感じる場合はためらわず警察、一一〇番へ通報します。証拠の確保、後の検証や法的措置のため、録音や録画による記録を推奨していきます。

次に、内部体制ですが、職員のための相談窓口を設置し、プライバシーに配慮した相談体制を整えています。また、再発防止のための事例検証やオンデマンド講座による職員研修を実施するといった概要でございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

町民も一般的な苦情、要求、これはいいと思うんですけども、やはり節度を持って役場職員に対応するということが町民に求められるかと思えます。それで、職員は、マニュアルができたことによって、今まで以上に過剰な苦情とか、不当な要求には毅然とした対応をするということが、これからよりできていくのかなと思われま。

それでは、続いて学童保育について質問いたします。

宅配弁当の導入に当たって、学童保育業務委託先とそれから宅配弁当業者との協議を重ねてきたということでしたが、その協議内容、クリアすべき課題等をお聞きします。

○議長（奈良完治君）

境住民課長。

○境住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

試験的实施に向けて、学童の委託業者と宅配弁当業者と九月から十一月にかけて協議を行っております。事前アンケートでの需要予測、児童向けの弁当内容、食事量、アレルギー対応、提供単価、注文方法、追加・キャンセル方法、配送方法、配送時間帯、弁当の容器、問題等発生時の連絡体制、対応マニュアルの整備といったことが協議されました。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

大変クリアすべき課題が多い中、今回試験的に実施、そして令和八年度からは本格実施に向けているということで、大変ご苦労だったと思いますし、本当に歓迎したいと思います。アンケートの結果は六割以上が宅配弁当を利用したいということで、非常にニーズはやっぱりあったんだなということですね。実際利用したのが約三割ですけれども、まだ様子見しているところもあるのかなと思われま。実際利用した保護者からは、負担軽減につながったとの回答が八割以上ということで、今後利用が増えるのではないかと予想されます。

壇上で私言いましたけれども、令和六年の九月議会で宅配弁当のことを取り上げて、その後、担当課のほうで調査検討を継続していただいて、令和八年度からは本格実施に向けているということで非常に評価しております。保護者からは喜びの声が聞かれております。保護者にとっては、宅配弁当を頼むのか、自分でお弁当を作るのか、その選択肢が増えるということが非常にいいことだと思います。忙しいときは宅配弁当を頼むけれども、仕事に余裕があるときは、時間に余裕があるときは子供が好きなものを詰めてあげようかなとか、心のゆとりを持って子供に接することができるのではないかと思います。

続いて、学童保育の場所に関してですけれども、その前に、まず学童保育の基準をお聞きします。利用人数に対する

面積とか、それから支援員の人数ですね。この基準はどういうふうになっているのかお聞きします。

○議長（奈良完治君）

境住民課長。

○境住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

藤崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例によりまして、まず面積のほうです。児童一人当たり一・六五平方メートル以上となっております。続いて、支援員の数のほうですけれども、支援の単位ごとに二名以上の配置が必要となっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

学童保育の利用対象学年を拡大した、以前は小学校三年生までを、その後六年生までになったわけですけれども、それによって各小学校とも学校併設だけでは足りなくて、藤小であればふれあいずーむ館の二階ですね。それから、中央小であればランチルームも使っていますけれども、私が問題視しているのは常盤小学校なんですが、学校併設と特別教室及び常盤生涯学習文化会館の三か所と答弁していましたがけれども、特別教室については図書室、それから多目的室、生活科室ですよね。図書室と多目的室はつながっているのかも分かりませんが、三か所というカウントがちょっと私は違うんじゃないかなと思うんですけれども。多目的室と生活科室は令和八年度からは特別支援教室になって、学校に返す方向だと思うんですが、その後、そこを利用している学童の子供たちはどうなるんでしょう。今度どこに行か

されるんですか。

○議長（奈良完治君）

境住民課長。

○境住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

今現在、学童の希望を取っている、募集をしているところであります。学年ごとの人数が決まり次第、特別教室と生涯学習文化会館の学年の区割りを再編成して対応するということも考えております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

何かあっちに追いやられ、こっちに追いやられしているような感じなんですけれども、分散実施することによって保護者からもあちこちに迎えに行かなくてはいけないという、そういう負担だという声も届いております。それで、令和七年三月に出されましたふじさき子ども・子育てプラン（第三期藤崎町子ども・子育て支援事業計画）です。これには、常盤小学校の学童保育についてですが、令和十年度での常盤小学校併設専用施設と、常盤生涯学習文化会館、常盤小学校特別教室の統合（専用施設面積の拡大）を検討するとあるんですが、これについては一体どうなっているんですか。要は常盤小学校の学童保育に関しては、支障があるということをも町も認識していたと思われましてけれども、副町長に考えをお聞きします。

○議長（奈良完治君）

町長職務代理者三上孝之副町長。

○町長職務代理者副町長（三上孝之君）

学童保育の充実については町の課題、移住・定住を進める上で学童保育は充実させていかなければならないということで、これは意識は皆さん一致しているということでございます。今指摘のあった再編とかは、以前に藤崎診療所の活用の話もありましたが、そうなれば組織改編も行われて、その辺で生涯学習文化会館が今度どのような使い方になるかということもあっての話も若干は影響あったと思います。ただ財源の関係でそこはちょっと今据置きになっている状況であります。常盤小学校の学童の問題については、今分散ということで課題であるなというふうには認識しておりましたので、その辺をもう少し整理しながら事業を検討していく必要はあるなというふうに思っております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

西豊田温泉が故障したことによって、診療所の利活用にも影響しているんだと思いますが、ぜひ子供たちのために、そして子育てしている世代のためにも、なるべく速やかにこれを解決する方向に持って行っていただきたいなと思います。

それでは、最後に、常盤小学校の特別教室が学童保育に使用されることで、常盤小学校の学校教育に支障はないのかについてお聞きしますけれども、私が一番違和感があったのは、常盤小学校の図書室が学童保育に使われているという、そうすると図書室の放課後の利用とか貸出しはどのようになっているのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

木村学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

小学校における図書室の利用ですが、基本的には昼休み、それから朝の時間の活用だけになります。放課後の利用はしていないというのが実情になります。朝は、各小学校とも朝読書の時間というのを設けて、その間に図書室の利用が見込まれているということ、あとは昼休みは、児童の委員会活動として、図書委員が児童向けの本の貸出等を行っているという状況になります。放課後については、小学校においては下校時間を各家庭に周知している関係から、学校で残って遊んで寄り道して帰るということは推奨されておられませんので、帰りの会終わったらすぐに帰りなさいという指導を行っているということから、放課後の図書室の活用というものは考えられないものであります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

放課後の図書室を利用させていないというのは、それは常盤小学校だけではなく、ほかの二小学校もそうだという認識でよろしいでしょうか。

○議長（奈良完治君）

木村学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

ほかの藤崎小学校、藤崎中央小学校とも同様の対応となっております。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

学童保育があることによって、子供たちの放課後の過ごし方も随分変わってきているのかなという思いもいたしますけれども、図書室の利用も含めてですね。これについて、教師でもありました教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（奈良完治君）

小山内宏太教育長。

○教育長（小山内宏太君）

課長のほうからもありましたけれども、放課後の図書室の利用というのは今までなされていません。学童保育があってもなくても、今まで使用はしていません。放課後、図書室を利用するとなると、ふだんは図書委員会の子が昼休みに図書委員会の業務として貸出しとかしているんですけども、放課後になりますともう子供たちが帰りますので、管理、貸出しとなると今度は先生方がやることになると思います。そうすると、放課後の貴重な時間というのは、先生方は居残り学習の子を面倒見たりとか、それから書類の作成やら子供たちの面談やら様々な業務が待っておりますので、そうすると時間がまた費やされることになります。今、働き方改革をしろというふうに国や県のほうからも強く指導されている状況の中で、新たにまた業務を増やすということはなかなか難しいことでもあります。

あと、先ほど下校時刻の話もありましたけれども、もしお子さんを残して指導する場合も、学校では前もって保護者の方に了承を得てしています。急遽、生徒指導とかあった場合でも、必ず保護者に遅くなりますというようなことを連絡しながらやっておりますので、もし子供たちが放課後、立ち寄りして図書室に行って帰ってこないんですけども、前もって下校時刻は配布していますので、苦情の電話は多分来ることが考えられます。また、スクールバスも利用して

いますので、下校時刻後十分後にスクールバスが出ることになっていきますので、そうなる図書館は当然利用できないということになります。そういった理由から、今後も放課後の図書館の利用というのは難しいかなと考えております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

私も独身時代、若い頃、数年間小学校教員の経験があるんですが、その頃は放課後の図書館の貸出しをして、子供たち、図書館利用したりできたんですが、全く私の認識が非常に古いのだということが分かりました。

それでは、最後となりますけれども、毎年私たち議員には教育要覧が配付されているんですが、この中に各学校の校舎の平面図があります。そこには学童保育で使っているという現況が載っていないんですけれども、できればというか、載せるべきではないかと思うんですけれども、補足でもよいので現況を載せていただきたいと思います。特別教室を学童に使っている場合、そこお聞きします。

○議長（奈良完治君）

木村学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

教育要覧、要は教育活動の部分ということで作成させていただいておりますので、今までそういう学童保育部分についてうちのほうで配慮できていなかったといいますか、そういう状況であります。ご指摘がありましたので、来年度以降の作成については、そういう併用しているような部分があれば、その辺も平面図のほうに付記していきたいと考えております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

ぜひそのようにしていただきたいと思います。

これで私の再質問を終わります。

○議長（奈良完治君）

これで、七番五十嵐 忍議員の一般質問は終了いたしました。

昼食のため休憩いたします。再開時刻は午後一時といたします。

休 憩 午前十一時四十八分

再 開 午後一時

○議長（奈良完治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、十一番浅利直志議員に一般質問を許します。十一番浅利直志議員。

〔十一番 浅利直志君 登壇〕

○十一番（浅利直志君）

それでは、令和八年三月議会で一般質問をいたします。

日本共産党の浅利直志です。

さて、日本と世界の平和と安定、経済と暮らしを大きく揺るがすアメリカとイスラエルによるイランに対する先制攻撃と戦争、いかなる理由がありましようかと、独立した主権国家の指導者を殺害する権利は、トランプ大統領にも与えられているとは思えません。国際法によらない、あるいは国際法は要らないというトランプ大統領と、アメリカとイスラエルの戦争行為というのは異常であり、アメリカとイスラエルの戦争は中止し、交渉による解決を強く求めるものであります。戦争は罪のない人々を苦難に陥れるだけでありますという思いを改めて強くしているところであります。

さて、二月八日実施の総選挙では、高市自民と維新が圧勝でありました。私どもの力不足もありましたが、今後とも憲法を生かし、暮らし、平和、侵略戦争反対を貫いてぶれずに行動していくつもりでございます。

それでは、質問通告に沿いまして、一般質問をいたします。

初めに、人づくりの土台となる教育充実の課題にどのようにまちとして向き合っていくのか質問いたします。

(一)として、不登校児童生徒の現状と学習権確保、学びの場の確保、町の取組についてお聞きいたします。

二つ目には、中学校の部活動の地域移行の町の取組について質問いたします。

現在は、地域展開を図るという言葉を使っているようでございますが、いずれにいたしましても、町の取組、課題認識について質問するところであります。

三つ目には、資料館あすか内の図書室の整備について質問いたします。

次に、町の温泉施設について質問いたします。

西豊田温泉の新たな温泉源、ボーリングの位置や深さ、そして予算規模や掘削時期は定まったのでしょうか、お聞きいたします。

また、これらと関連している近隣温泉施設の同意の条件、内容というのはどのようなことなのか、明らかにしていただきたい。

そして、温泉施設でもある常盤温泉のメンテナンスの内容と予算規模、どのような内容なのか、改めてお聞きするものであります。

次に、雪害問題についてお聞きいたします。

二年連続の雪害の発生、積雪量だけでなく、降雪の仕方などにも大きな変化が生まれていると思います。気候変動、海水温の上昇、寒暖差の激化、そして平均気温の上昇、これらに対応する、言わば稲作であれば品種改良も求められている時代に差しかかっていると思います。

農業支援について改めて質問いたします。

一つは、食用米の増産について、町の取組、基本姿勢について質問いたします。

次に、パイプハウス・リンゴ樹の雪害などの現状と今後の支援策について質問いたします。

以上、登壇での質問となりますが、簡潔明瞭な答弁を求めるところでございます。

○議長（奈良完治君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後一時八分

再 開 午後一時十分

○議長（奈良完治君）

それでは、休憩に引き続き会議を再開いたします。

十一番浅利直志議員の一般質問に対する答弁を求めます。町長職務代理者三上孝之副町長。

〔町長職務代理者副町長 三上孝之君 登壇〕

○町長職務代理者副町長（三上孝之君）

浅利直志議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、教育充実の課題についての不登校児童生徒の現状と学習権確保の町の取組についてお答えをいたします。

まず、不登校の定義につきましては、文部科学省において、何らかの要因により年間三十日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものとされており、全国的にも増加していることから大きな課題となっております。

なお、当町の詳細な人数につきましては、県において市町村ごとの人数を公表していないことや、学校ごとの人数を公表することにより個人の特定につながるなどの不利益が生じるおそれがあるため、具体的な数字の公表は控えさせていただきますが、町内の小中学校における不登校の児童生徒及び学校には通っているものの教室に入ることができない、別室登校と呼ばれる登校スタイルの児童生徒は、現在在籍している状況となっております。

不登校への対応といたしましては、常盤生涯学習文化会館内に町教育委員会直轄の適応指導教室を設置し、不登校の児童生徒の受入れを行い、生活リズムの構築や各教科の学習支援を行っているほか、本年度は全ての小中学校に校内学習支援センターを設置し、教員免許を所持している支援員を学習支援員として配置したところであります。今後につきましても、不登校児童生徒への支援を充実させてまいりたいと考えております。

次に、中学校部活動地域移行の取組についてであります。町教育委員会では、令和五年度に地域部活動検討協議会を立ち上げ、中学校における学校部活動の地域展開について検討を進めているところであります。

当初は、町内二中学校の学校部活動を統合し、平日も含め、町教育委員会直轄の部活動とすることを目指し検討してまいりましたが、指導者の確保や運営体制の構築など解決すべき課題が山積し、各部活動ごとにどのような形で地域展開ができるのかを検討することとし、方向性を見直しを図ることといたしました。

また、令和七年十二月にはスポーツ庁から新たな部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインが発出され、令和十三年度までに原則、休日における全ての学校部活動が地域展開の実現を目指すとの取組方針や地域クラブの認定制度の仕組みが示され、先般、両中学校野球部から、休日における地域人材を活用した地域クラブ化の試行を行いたい旨の申出があったことから、検討協議会においても、来年度モデルケースとして試行することにより課題を洗い出しする旨、了承いただいたところであります。

今後につきましては、野球部の運営状況を確認しながら、公的支援の在り方などについて検証し、国が目標とする令和十三年度までに休日における中学校部活動の地域展開に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、資料館あすか内図書室の整備充実についてであります。常盤ふるさと資料館あすか内の図書室は、地域の歴史・文化の継承を目的として設置され、郷土資料及び一般図書の閲覧・貸出しを行っているほか、浅利文庫を開設し、旧常盤村出身で農業の父と称された浅利 崇氏の愛読書一万千冊余りを収蔵しております。

今後、郷土資料として収蔵する蔵書等を適切に保存管理するとともに、郷土学習用資料としての活用を検討するなど活用の範囲を広げるとともに、図書室のより利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、町の温泉施設についての西豊田温泉の新温泉源のボーリング位置、予算規模、ボーリングの深さ、掘削時期は定まったのかについてお答えをいたします。

西豊田温泉の源泉は上下水道課の敷地内にございますが、掘削時の騒音や振動による周囲への影響が懸念されることから、これまで新たな掘削場所を検討してきたところであり、昨年九月からの掘削申請手続の準備を踏まえ、本年一月九日付で藤崎老人福祉センター駐車場隣の空き地となっている草地を予定地として、温泉掘削申請書を県に提出したところであり、掘削申請における井戸の深さは八百メートルを予定しておりますが、これは既存の井戸と同じ規模の深さである約七百五十メートルを想定したものであります。

また、予算規模や掘削時期につきましては、本定例会において当初予算案に上程しておりますが、令和八年度及び令和九年度の継続費として合計二億二千七百万円余りを計上しており、今後の県の温泉掘削許可や新年度における入札等業者選定を経て、掘削に着手する見込みとなっております。

次に、（一）と関連した近隣温泉同意の条件は、どのような内容かについてであります。近隣温泉の同意につきましては、温泉掘削に当たり影響調査を行うことに対し同意を取り付けるものであり、掘削申請の申請に際し、対象となる全ての方から同意を得ているところであります。また、影響調査につきましては、温泉を掘削する前、掘削時、掘削後のそれぞれのタイミングで同意を得た温泉に影響が出ていないかを調査するものであり、定められた方法にのっとり行うものであります。

次に、常盤温泉メンテナンスの内容と予算確保についてであります。常盤温泉の保守点検につきましては、昨年九月に町と指定管理者である町社会福祉協議会及び設備業者とで協議を行い、点検等が必要な時期が到来したと判断したため、温泉ポンプ点検等業務委託料三百四十万円余りを本定例会において当初予算案として上程しております。点検内容といたしましては、ポンプの引上げによる点検や揚湯管の交換、予備ポンプの確保などであり、温泉利用者にご不便をおかけしないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、農業支援についての食用米の増産についての町の取組についてお答えをいたします。

食用米につきましては、令和五年夏の猛暑の影響による品質低下や歩留りの悪化、インバウンド需要等が重なり、米の在庫不足が発生し、米の需要が急速に高まったことから米価が高騰したものであり、現在も米価が高止まりしている状況となっております。

国の政策では、一旦増産の方向に向かったものの、早期に増産を加速させれば米価の急落を招くおそれがあるとして、需給バランスを見極める方向にかじを切り直したところであります。町では、県農業再生協議会からの生産数量配分を

受け、生産者の方々に生産数量目標を配付したところであり、引き続き、政府の施策を注視し、必要数量の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、パイプハウス・リンゴ樹雪害の現状と支援策についてであります。令和八年一月からの大雪による農業被害につきましては、農業用パイプハウスの倒壊が全壊三棟、半壊一棟の全四棟で発生しており、県による再建・修繕の補助事業が予定されていることから、町といたしましても補助率のかさ上げについて検討しているところであります。

リンゴ樹の被害につきましては、県の被害調査により後日、被害率及び被害額が確定することから、調査結果が判明し次第、議員の皆様にご報告する予定としております。また、昨年度に引き続き、融雪資材及び塗布材の購入費助成を実施しており、被害拡大の防止及び農家の負担軽減を支援していくところであります。

以上、浅利議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（奈良完治君）

先ほど私は議事録の削除を休憩中に発言してしまいましたので、改めて事務局のほうにお願いします。浅利直志議員の最後の発言、平田町長からのくだりの発言、不適正な発言として議事録より削除をお願いします。

十一番浅利直志議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより十一番浅利直志議員に再質問を許します。十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

不適切な発言ということについては納得できません。公選法違反に問われて、町民の信頼を傷つけた事案でありまして、議会としても議員としても公職選挙法に違反する事実がないのかということを検証することは当然必要なことであり、私はそういう点で発言の削除に同意できません。

それでは、通告に沿って、再質問をいたします。

不登校児童生徒の現状についてなんですけれども、不登校というのは三十日以上というふうな、ある種の文部科学省といいますか、規定があるんですけれども、私が懸念しているのは、やっぱり教育って本当に一人一人のよさをどう引き出すのかということと、そして人と人とのつながりの中で成長していくという、学習権の確保という通告はしておりますけれども、そんなことが大事なのかなというふうな思いから聞いておるわけでありましてけれども、そうしますと不登校の児童生徒の現状ということで、数はお知らせできませんよということなんですけれども、全国的には生徒数十七、八人に一人とか、そういう基準で不登校の生徒いますよというようなことなんですけれども、それよりも藤崎の場合は、早い話が平均よりもちょっと多いですよというような現状なのか、あるいは中学校の場合、一年、二年、三年とかと、そういう長期にわたっている人は不登校の中のどれぐらいの割合になるのかということについてはお答えしていただけますか。

○議長（奈良完治君）

木村学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

全国平均と比べての割合ですが、町としては全国平均よりは低いという具合に認識しております。数は申し上げられないのでご容赦いただきたいと思いますが、少ないです。それと、長期のお子さんということですが、率といいますか、実際いらっしゃいます。しばらく学校に行っていない、年単位でという方はいらっしゃるところの発言まででとどめさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

私は全体的に教育委員会の取組という、この不登校なくする、あるいはまた一人一人のよさを引き出す教育なり、その辺、現場の先生方も含めてよく取り組んでいるというふうに思っておるんですけども、ただその中で不登校の適応教室といえますか、その取組というのは実際どのようなようになっていらっしゃるのでしょうか。その辺はお知らせ願えたらなど。

○議長（奈良完治君）

木村学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

適応指導教室についてですが、常盤生涯学習文化会館内ですね、奥のほうに昔、研修室、児童室と言われたような部屋がございまして、そちらのほうで実施しております。研修室と呼ばれるところに常勤の指導員が二名、今年度在籍しております、通ってくる児童生徒の対応に当たっているところです。来た生徒については児童室のほうで活動してもらうこととなりますが、基本的には朝九時ぐらいから午後は二時半までの開設ということで運用しております、その間、学習面であるとか、あとはたまには体を動かす、この前も駐車場のほうに出て、安全を確認しながらバドミントンを楽しんだりというような活動も見受けられておりました。

活動内容については以上であります。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

不登校の問題は様々な要因が積み重なって学校に行くことが重荷、あるいはまた引き籠もってしまうところま

で行っている方もあると思います。保護者といいますか、お父さん、お母さんにとっても胸の痛むことだと思っておるんですけれども、そこで教育長にお聞きいたします。私的には、不登校の児童生徒のよさを引き出すというか、面会もできないような人も実際はあるやに聞いておるんですけれども、不登校をなくするための取組というのは藤崎でもやられているんだと思いますけれども、一番の大きな力というのは、学校自体が行って興味があるとか面白いとか、そういうような学校本体の学びの活動なり、部活動というか、そういうことも含めてよくなることのほうが同時に大事なのかなという思いはあるんですけれども、不登校が小学校も含めて増大していると。日本全国でいえば三十万人から三十五万人もあるんですよという特別な困難を抱えている状況の中で、教育長としてはどういうことに力を入れていったら一歩前に進んでいけるのかなという、この問題の解決に向けてどういう思いなのかお聞きしたいと思います。

○議長（奈良完治君）

小山内宏太教育長。

○教育長（小山内宏太君）

今、不登校の問題なんですけれども、非常に浅利議員がおっしゃったように複雑な問題が絡んでおります。要因に関しても、一つだけではなくたくさんあるんですよ。例えば友達関係であるとか、あるいは先生との関係であるとか、家族との関係、そして集団に入れない、集団と合わせていけない、そこで自分の居場所がなくなってしまうとか、それから学習が得意でないとか、ついていけないとか、分からない。そういったことで学校がつまらない、ゲームしていたほうが楽しい、だから学校には行かない。怠けみみたいな部分もありますし、あとは心の病気、鬱的なものとか様々あります。

こういった原因があるものに関しては、何とかそれを聞き出して対応することは可能なのですが、ほとんど多くの長く休む子は原因が分からない子が多いです。自分も本人も分からないです。なぜ行けないのか。行こうと思えば、足が

向かなくなってしまう、具合が悪くなってしまうとか、様々そういう要因、複雑な要因、分からない要因など、その中で先生方は少しでも学校に足が向けるようにということで、本人と話ができるとき話ししたり、それから家族と話ししながら、少しずつでも学校に行けるような状態をつくっていかうというのが今の現状です。

そして、少しでも学校には行けないけれども、教育委員会の適応指導教室に行ける子、それから学校には行けるんだけれども教室には入れない子は校内支援センターというふうなことで環境づくりもしています。いずれにしても、浅利議員がおっしゃったように、そういう不登校の児童生徒をつくらないようにするためにということが大事になってくるんではないかと、今お話ししたように原因が様々なわけで、なかなか即効的な薬というものはありません。ですので、ふだんの学校生活の中では、子供たちが優しい気持ちで、道徳的な指導ですよ。道徳的あるいは特別活動など、行事とか、そういった中で集団生活でみんな助け合って生きる、認め合って生きる、そういうふうな子供たちをつくっていかなければいけないなというふうに先生方は考えて、様々な工夫をして学習活動やら行事やらに取り組んでいるという状況です。

以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

不登校児童の学習権確保については、もう一つだけお聞きしたいんですけれども、報道されたりなんざりして、不登校そのものに対する今の教育委員会が取り組んでいる適応指導教室だとか、学校ごとの支援員の教育支援だとか、そういうのは引き続き、効果がすぐ現れる問題ではないけれども、成果の数だけじゃなくて、内容をきちんと継続してやっていただきたいというふうに思います。そのための予算はばっちり財政課に要求すべきだと思うんです。効果がないか

らといって認めないような、そういう体質そのものがあるとは思いませんけれども、そういう予算要求をきちんとするという、人材確保ですね。

その上で、例えば報道にもよりますけれども、学校自体がもうちょっと行きやすいようにするために、やっぱり七十年前も五十年前も三十年前も、今は週休二日といいますか、そういう中で半日教科なりやって、半日部活みたいのをやるというスタイルが一番私的にはいいのかなというふうに思っているんですけども、そういう日をもっともっと増やしていく、カリキュラムの問題もあるでしょうけれども。

それで、具体的に例えば不登校が出るいわゆる五月の連休明け、それから夏休み終わった後だとか、そういうときには積極的に「ゆるゆるスタート」というふうな言い方もするみたいですけども、半日授業を何日間かはやるというようなことだとか、あるいはまた不登校の人に対する給食、こんな給食ですよ、来週はこうですよとか、あるいはまた、これは不登校の人を対象にした修学旅行というのもやっている学校があるやに私は聞いておるんですけども、カリキュラムの時間数確保という枠がある中で、そういう「ゆるゆるスタート」といいますか、そういう類いを導入するということについてはどのような見解なんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

木村学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

青森市の教育委員会で全ての小中学校、休み明け、午前授業からスタートするというようなゆっくりスタートでしたか、何かそういう授業を展開しているというところは私どもも聞いております。そのような中で、今年度の夏休み明けだったと思いますが、明德中学校さんのほうで実際これを試しております。学校の校長先生から聞くところによると、おおむね好評であったというところでありますが、各校全部委員会主導でこれやりなさいというような形は、授業時数

の確保の観点から、その辺は学校の裁量による部分なのかなというところになりますので、浅利議員のおっしゃる趣旨もよく分かるんですけども、委員会から青森市のように強制的にこうなさいというような形、情報提供は幾らでもするんですけども、こうなさいという形は藤崎町としては取りにくいのかなという今のところの認識でございます。

あと、給食のお話もちよっとありましたけれども、実際、小学校の現場においてですけれども、不登校のお子さんに、来られないお子さんに給食センターから出ている献立表を見せながらするという言い方はあれですけれども、今月こういう給食あるから来てみないというような、そういう取組を実際しているという話は聞いたことがございます。

私のほうからは以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

大分時間が過ぎてしましまして、それで次の中学校の部活動について、地域移行という質問通告はしているんですけども、地域展開というようなことでも、そういうふうな方法で変えたというふうにも説明も受けておりますので、具体的に野球部の話も出ていましたけれども、教職員の働き方改革、いわゆる土日、令和何年でしたっけ、十何年には平日でも学校からなくしようというようなことだというふうにも聞いているんですけども、部活動のことについて父母の希望、保護者の希望というのはやっぱりある一定の地域で今までのように先生が面倒見てくれたら一番いいよなというのが一番目だと思うんですけども、そうじゃなくて教職員自体のですね、部活動の担当をして、今でも工夫して一つの野球部なら野球部、三人の先生が担当するとか、そういう工夫もしていますよね、軽減するような方向での。教職員の部活動そのものを受け持って指導していきたいとかという希望調査とか、そういうのはやっているものなんですか、あるんでしょうか。その辺はどうでしょう。

○議長（奈良完治君）

木村学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

令和六年度に教職員向けのアンケートを一度取らせていただきました。藤崎町の中学校に勤務する先生方へのアンケートを取らせていただきました。その中で積極的に部活動の指導に関わりたいとする職員は二割ほどでございました。以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

二割ほどでも二八%もあるし、二一%もあるんですけれども、予想以上に低いなというか、そういうふうな印象は持ったんですけれども、いずれにしても、そういう時代の要請なり、早い話が、やることが教育委員会もあるいはまた学校の先生も多過ぎるという現状がそういうことを生み出しているのかなというふうにも思います。この判断は現時点で私はできませんのでなんなんですけれども、いずれにしましても残すというか、例えば吹奏楽については、学校で楽器の管理だとかも含めて、スポーツじゃないけれどもそういうのは学校で管理というか、そういうふうにはせざるを得ないという側面もあるわけですので、結局、地域で教職員の負担を減らすということと、地域でのスポーツ活動の底辺を広げるということをやっぱり同時的にやっていくことが必要なんだと思います。そういう取組を、ぜひ地域展開を段階的に進めていくんだということでやっていただきたいと思います。

三つ目、資料館あすか内の図書室の整備についてなんですけれども、これは一年ぐらい前に課長に聞いた記憶があるんですけれども、早い話がそこに寄贈された浅利文庫の本というのが一万冊近くあるんだと。具体的に言えば文庫本だ

とか古い本だとかというのを、職員が段ボールに入れて整理しているんですよね。それからさらにどうするのかということ、指定管理ですので文化センターなり、そこが指揮系統ではそうなるんでしょうけれども、指定管理を依頼している教育委員会なり町としてのきちんと方向づけですね。段ボールに入れた本をどう処理するのかということ、きちんと整理しないといかんなど。資料館あすか運営委員会というのもありますので、その辺のちょっと手間の指定管理をしているので、直接教育委員会の責任ではないんですけども、どういうふうな段取りで進めていくつもりでしょうか。

○議長（奈良完治君）

石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝君）

お答えいたします。

今浅利議員おっしゃった段ボールの中に浅利文庫の一部が保管されていると。なぜ保管されているかと申しますと、ちょっと状態があまりよろしくなくて、多少カビ的な部分も発生しているものもあるということで、保管されている内容につきましては、当然歴史的な資料というものはほとんど入っていません。要は一般的によくあるような図書が主に入っています。今三月の末に資料館あすか管理運営委員会がございますので、そちらの中のほうにおいてこの案件を協議するというふうに思っていました。

以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

ぜひ段ボールで棚に積んでおくというような状態は改善するというか、そして寄贈を受けたから、それは寄附という

か寄贈を受けて、だからそれを何十年間も必ず確保しなければならないということでもないんだと思います。つまり、贈与を受けた内容の時代とともに変遷をするというようなことは十分あり得るわけで、そういうことの立場で運営委員会なりにきちんと方向性を示して、何か話聞けば、もらったものを勝手に処分していいもんだかしてというようなことも、そこから始まるんですけれども、整備計画なり整備方針なりをはっきりさせて、資料館あすかの図書室というか、整備していただきたいと。

あわせて、郷土史編さん室みたいに使っているところも整備すると。いわゆる本棚といいますか、それであふれているような状態もありますので、それを資料館あすかの職員にだけ任せないで、二人しか職員いないわけですので、皆、国スポもあるし忙しいでしょうけれども、ぜひ方向性を示して、具体的に文化協会の力も借りてやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、町の温泉施設のことです。

その中で、近隣温泉同意の条件はどのような内容なのかについてと通告しておりましたけれども、ボーリングの位置が駐車場の奥で固まって、県に申請もしたということなので、それはすごく場所的にもいいなというふうに私は思っているんですけれども、この温泉の同意の条件というか、内容というのを、私は当初十メートルごとぐらいに近隣温泉に同意なり異常はないですかというように考えていたんですけれども、この温泉の同意の内容というのはどういう内容なのか、担当者の方からもうちょっと詳しくご説明していただけたらなと思います。

○議長（奈良完治君）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えします。

温泉掘削における同意というものにつきましては、まず影響調査への同意という趣旨になります。町が掘削する際に、民間である既存の温泉井戸に対して影響が出ないかどうか、それを調査するという趣旨の旨で、そのことについて全ての業者様から同意をいただいているという状況です。

以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

そうしますと、ボーリングが始まりますと、今日一日、五メートルのときもあるし、一メートルのときもあるけれども、早い話が毎日に近い形で影響ないですかというふうに報告というか、聞き取りに行くという作業に同意したということなんですか。

○議長（奈良完治君）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

影響調査の詳細につきましては、答弁でも触れましたが、大きく三つに分けられております。掘削前、掘削時、掘削後、それぞれ行うものでありまして、調査の詳細につきましては、県の温泉保護対策要綱に定められておりまして、まず測定項目としては、水位、湧出量、湧き出す量、温度など決められてございます。この項目は、それぞれ三つの調査において共通しております。まず、温泉掘削の前の調査につきましては、原則三日間調査を行うべきものと決まっております。掘削時の調査につきましては、掘削の作業中、一日一回以上調査するものと決まっております。掘削後においては、掘削前同様、掘削後の三日間調査するものという内容です。調査については、業者のほうに掘削作業同様、委

託する内容に含めております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

想像以上に細かくというか嚴重にというか、調査なり聞き取りなりをやって、連続的にやっていくというふうな受け止めをいたしました。

次に、常盤温泉のメンテナンスの内容と予算確保については、令和八年度の予算案にも提案されていますし、一つだけ、常盤温泉のメンテナンスについて、特にお湯をくみ上げる、そういうのを今回の場合は変えるとか、そういうようなことではないんですよね。ちゃんと上がるかどうかとか、そういうようなことなんでしょうか。その辺もうちょっと詳しく説明していただけたらなと思います。

○議長（奈良完治君）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えいたします。

登壇での職務代理者の答弁にもありましたが、点検内容としましては、ポンプの引上げ点検、揚湯管の交換、予備ポンプの確保とあります。具体的には、ポンプを引き上げることなので、引き上げた際に揚湯管を交換するもの、今回はポンプそのものは交換せず、予備のポンプを何かあったときのために確保するという内容になっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番 浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

お湯をくみ上げるポンプそのものの点検と、交換ではなくて点検をしてやるということですね。やっぱり四、五年に一回ぐらいはやらなくてはいけないのかなというふうに思うんですけども、違う民間の温泉のメンテナンスはどういうふうにやっているのかなというふうなことも今後聞いてみたいなというふうにも思っておりますけれども、常盤温泉の予算確保をしてメンテナンスを確実にやっていただきたいということを要望して、最後の農業支援についてお聞きいたします。

食用米の増産についての町の取組についてということで通告はしておったんですけども、そもそも昨年度に至っては食用米といいますか、普通のお米の値段の高騰で、非常に消費者としては困ったというか、もっと安定して食べられないのかというふうなことなんでありましたけれども、基本的には昨年度は大区画整理もやっているから、早い話が増産はできないんですよということから始まって、結局は前年実績を上回ることになったわけでございます。

青森県も食用米の増産ということについて、東北の中で増産ができるのは青森県も代表格なんだというような構えで、食用米の増産について取組を強化するというふうに言っておりますけれども、生産農家のいわゆる生産計画というか、そういうのを総合してというか、食用米の増産というのを決めるのかですね。今言いましたように、作り過ぎれば、言わば下落をするからというようなことを加味して町としては対応していくのか。その辺、どの辺に力点を置いて食用米の増産というものに取り組んでいくつもりなのか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（奈良完治君）

舘田農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

昨年度は榊の補助整備ということで、若干の少ない数で生産目標数量というのを定めましたが、今回につきましては補助整備の区画整備のほう終わりました、収穫も可能だということで、令和八年産につきましては令和七年度に比べて四・五七%の増ということになります。昨年の生産数量目標が七千三百三十七トンに対して令和八年産につきましては七千六百七十二トンの生産目標数量となっています。

以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

安定供給に努めて増産の方向で需給に応じてやるというふうに国は農水大臣は盛んに強調していますけれども、需給に応じてですと、結局前と同じ隠れた生産調整に陥ってしまうというふうに私は思いますので、ぜひ食用米の増産については、様々な中でも増産に取り組んで生産地を守っていただきたいというふうに思います。

最後に、パイプハウスとリンゴ樹の雪害についてですけれども、パイプハウスの雪害についてはどのような支援策を考えていらっしゃるのかということと、もう一つはリンゴ樹の雪害については、苗木の支援を継続してほしいという声も出されているんですけれども、報道によると、苗木そのものがないんだというような、生産が追いつかないとか、そういう報道もされているんですけれども、パイプハウスの支援策とリンゴの苗木支援といたしますか、この辺どういうふうに取り組むのかお知らせください。

○議長（奈良完治君）

舘田農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

まず、パイプハウスの支援につきましては、昨年度も県のほうで再建及び修繕に向けて二分の一の補助をいたしております。昨年度も町といたしましてはかさ上げとしてさらに四分の一をかさ上げするというので、本人負担が四分の一、町が四分の一、県が二分の一ということで補助していたものを、今後も令和八年度も引き続き同様の支援策として検討しております。

次に、リンゴ樹の雪害ということで、苗木の確保なんですけれども、県のほうでも黒石市のほうで昨年の雪害により中長期的な政策として苗木の確保に努めているところなんですけれども、既にもう二年連続の雪害ということで、苗木の確保そのものがどの程度まで農家の方々にお届けできるのかというのがありますので、引き続き農政課としては県の中期・長期的な取組について注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

以上で質問は終わりますけれども、暮らし、農業、そして信頼される行政運営というのを皆さん、取り組んでいただきたいということ要望して、質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（奈良完治君）

これで、十一番浅利直志議員の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後二時三分
